

院内感染防止対策に関する取組事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院では、病院に関わる全ての人たちを感染から守るために「標準予防策」を基本とした感染対策と感染経路別予防対策を実践しています。また、病院内外の感染情報を広く収集し、院内感染の危険性及び発生に迅速に対応します。院内感染が発生した事例については、速やかに予防策の実施及び評価を行い、院内感染対策の改善に努めます

2. 院内感染対策のための取り組みについて

1 院内感染対策委員会に関して

当院における院内感染予防を確立し、院内感染の防止及び対策、並びに感染性廃棄物の適正処理を図るため、診療部門、看護部門、診療技術部門、事務部門を代表する職員により構成され、院内感染の動向や抗菌薬の適正使用について検討するとともに、全ての病院職員に対する組織的な教育などを行ないます。委員会の定時開催は月 1 回ですが、早急な対策が必要な時は臨時開催を行っています。

2 院内感染対策チーム（ICT）に関して

院内感染対策委員会から選任されたスタッフにより、週 1 回の院内ラウンドと現場における感染問題に迅速に対応しています。

3 院内感染対策に関する職員研修に関して

全職員を対象とした感染対策に関する研修会等を年 2 回以上開催しています。また感染対策マニュアルを整備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員へ周知を行っています。

4 感染症の発生状況の報告に関して

院内感染のブレイクアウト(集団発生)の防止を図るため、院内における感染症の発生状況を感染レポートとして配信、各職員に知らせ注意喚起します。必要があれば委員会を開催し、発生状況や対策について検討や指導を行います。

5 院内感染発生時の対応に関して

院内感染が疑われる事例が発生した場合は、主治医・看護師長・所属長は感染防止対策委員長へ報告を行います。委員長の指示のもと ICT は速やかに現状の確認、疫学調査を行い感染源や感染経路を特定してスタッフと協力して感染拡大を防止します。ま

た、感染症法による届出が義務付けられている感染症が特定された場合は、基準に沿い速やかに保健所に報告し対応します。

6 抗菌薬適正使用のための方策

感染対策向上加算 1 の届出をおこなった保険医療機関より抗菌薬使用状況を確認し、薬剤選択等の助言を受けております。

7 患者さんへの情報提供に関して

感染症の流行がみられる場合には、院内メールやポスター等の掲示を行い院内に情報提供を行います。この取り組み事項を玄関ホールに掲載して、広く一般に公開します。

8 当院の連携保険医療機関について

魚沼基幹病院 新潟県南魚沼市浦佐 4 1 3 2

院内感染防止対策委員会